



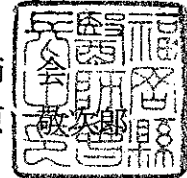
福岡医発第1501号（保）

平成14年11月22日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日から施行され、老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられたこと等に伴い、関係告示が改正され本年10月1日から適用となった旨、福岡県保健福祉部健康対策課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、改正の内容については下記のとおりです。

記

第1 結核予防法指定医療機関医療担当規定（昭和26年厚生省告示第223号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。

第十四条中「第四十四条の四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第2 予防接種法施行令第4条第一項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和52年厚生省告示第103号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第二章中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同章第一項中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。

第3 結核予防法第39条第2項の規定による診療報酬(昭和58年厚生省告示第30号)の一部を次のように改正する。

第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。)を含む。)」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。)」に改める。

第4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第14条第2項の規定による診療方針及び診療報酬の一部を次のように改正する。

第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。)を含む。)」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。)」に改める。

第5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第41条第2項の規定による診療報酬の一部を次のように改正する。

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。)えお含む。)」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。)」に改める。



「公印省略」

14健結第319号

平成14年11月13日

福岡県医師会長 殿

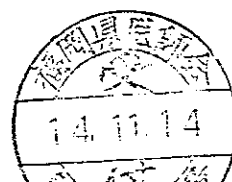
福岡県保健福祉部健康対策課長

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係告示の改正について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、平素から御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありましたので、よろしくお取りはからい願います。

なお、貴会会員等への周知につきまして特段の御配慮をお願いいたします。





事務連絡
平成14年10月24日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区长

厚生労働省健康局総務課

健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示の改正について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日から施行され、老人医療の対象年齢が70歳以上から75歳以上に段階的に引き上げられることとなったこと等に伴い、関係告示が下記のとおり改正され、本年10月1日から適用することとされたので、よろしくお取り計らい願います。

記

第1 結核予防法指定医療機関医療担当規程（昭和26年厚生省告示第223号）の一部を次のように改正する。

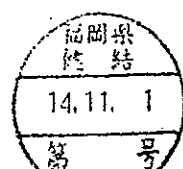
第五条の二第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。

第十四条中「第四十四条の四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。

第2 予防接種法施行令第4条第一項の医療に要した費用の額の算定方法（昭和52年厚生省告示第103号）の一部を次のように改正する。

題名中「第四条第一項」を「第十項第一項」に改める。

第二章中「第四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同章第一項中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。



第3 結核予防法第39条第2項の規定による診療報酬（昭和58年厚生省告示第30号9の一部を次のように改正する。

第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」をいう。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。

第4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第14条第2項の規定による診療方針及び診療報酬の一部を次のように改正する。

第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」をいう。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。

第5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第41条第2項の規定による診療報酬の一部を次のように改正する。

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者（平成十四年九月三十日において七十歳以上である者（同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」をいう。）を含む。）」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者（経過措置対象者を除く。）」に改める。



財務省印刷局発行

目次

〔政 令〕

- 自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三二〇）
- 自衛隊法施行令及び日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法施行令の一部を改正する政令（三二一）

〔省 令〕

- 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（総務一〇八）
- 昭和八年司法省令第三十八号の一部を改正する省令（法務五三）

〔告 示〕

- 天皇后両陛下は第二十二回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件（宮内庁八）
- 平成十四年文化人八十円郵便切手を発行する件（総務五八〇）
- 電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する認定認証業務の変更の認定に関する件（総務・法務・経済産業一一）

- 商業登記法第百十三条の二第二項の規定による登記所の指定に関する件（法務四三二）
- 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（外務三九六）

- 結核予防法指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件（厚生労働三四九）
- 予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の一部を改正する件（同三五〇）

- 結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬の一部を改正する件（同三五二）
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十四条第二項の規定による診療方針及び診療報酬の一部を改正する件（同三五二）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部を改正する件（同三五三）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同三五四）

- 身体障害者福祉法第十九条の四第二項の規定による診療方針及び診療報酬の一部を改正する件（同三五五）
- 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第三条第四項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件（同三五六）

- 中小企業信用保険法第二条第三項第一号の事業者を指定する件（経済産業三五八）

- 高速自動車国道に関する件（国土交通八九六）

- 道路に関する件（関東地方整備局三四六、三四七）

- 道路に関する件（北海道開発局一四七、一四八）

〔国会事項〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

法 務

- 司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）

労 働

- 労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）

- 最低賃金の改正決定に関する公示（大阪労働局最低賃金公示五、兵庫同二）

〔資 料〕

- 機械受注統計調査報告（平成十四年八月）（実績）（内閣府）

〔公 告〕

諸 事 項

官 庁

- 特定非常利活動促進法第十条第二項、財団、有権者申出方、製造たばこ小売定価、職員の免職処分、法人の所在不明理事への申出の催告関係裁判所
- 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係
- 特殊法人等
- 日本道路公団工事一部完了関係
- 会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

1 税関長に於ける認定証の事務 第14条
2 税関長に於ける認定証の事務 第15条
3 税関長に於ける認定証の事務 第16条
4 税関長に於ける認定証の事務 第17条
5 税関長に於ける認定証の事務 第18条

○法務省告示第四百三十二号
商業登記法第百三十三条の二第一項の規定(他の法令において準用する場合を含む。)によりさいたま地方裁判所所支部を同項の登記所に指定する。
この指定は、平成十四年十月三十一日から効力を生ずる。
平成十四年十月十七日
法務大臣 森山 眞司

○外務省告示第百九十六号
千九百七十七年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約の第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、同修正は、平成十四年十月十七日に効力を生ずる。
(平成十四年十月一日付け世界的所有権機関事務局文書)
平成十四年十月十七日
外務大臣 川口 順子

手数料表

手数料表を次のように改める。

外務大臣 川口 順子

一 基本手数料 (15.2 (a))

(a) 国際出願の用紙が三十枚以内の場合
(b) 国際出願の用紙が三十枚を超える場合

二 指定手数料 (15.2 (a))

(a) 4.9 (a) の規定に基づき行われた指定の場合
(b) 4.9 (b) の規定に基づき行われ、かつ、4.9 (c) の規定に基づき確認された指定の場合

三 取扱手数料 (57.2 (a))

減額

四 実施規則の規定に基づき、かつ、実施規則に規定する程度まで、次のいずれかの形式の国際出願がされた場合には、一及び二(a)の規定に基づき支払うべき手数料の総額から二百スイス・フランを減額する。

(a) 紙形式にその電子形式の写しを添付したもの
(b) 電子形式

五 一人当たりの国民所得が三千合衆国ドル(千九百九十五年、千九百九十六年及び千九百九十七年に支払うべき分担金の分担率を決定するために国際連合が使用する一人当たりの国民所得額を平均したもの)を下回る国の国民であり、かつ、当該国に住所を有する自然人である出願人によつてされた国際出願に係る支払うべきすべての手数料(四の規定が適用される場合には、同規定に基づき減額されたもの)は、七十五パーセント減額される。この場合において、出願人が二以上のときは、すべての出願人がこの基準を満たしていなければならない。

○厚生労働省告示第百四十九号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第二項の規定に基づき、結核予防法指定医療機関医療

担当規程(昭和二十六年厚生省告示第百二十三号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

第五十条の二第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
第十四条中「第四十四条の四第一項」を「第八十八条第一項」に改める。
○厚生労働省告示第百五十号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法施行令(昭和二十三年政令第百九十七号)第十條第二項の規定に基づき、予防接種法施行令第四條第二項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和五十二年厚生省告示第百三十三号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

題名中「第四條第一項」を「第十條第一項」に改める。
第二章中「第四條第一項」を「第十條第一項」に改め、同章第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十一号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十二号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十三号
健康保険及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の六第二項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の六第二項の規定による診療方針及び医療に要する費用の額の算定方法(昭和五十八年厚生省告示第三十二号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十四号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十五号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十六号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力

「七十歳以上の者」を「七十五歳以上の者(平成十四年九月三十日において七十五歳以上である者(同年十月一日において七十五歳以上である者を除く。以下「経過措置対象者」という。を含む。))」に、「七十歳未満の者」を「七十五歳未満の者(経過措置対象者を除く。))」に改める。
○厚生労働省告示第百五十七号
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二二号)の施行に伴い、及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十九条第二項の規定に基づき、結核予防法第三十九条第二項の規定による診療報酬(昭和五十八年厚生省告示第三十号)の一部を次のように改正し、平成十四年十月一日から適用する。
平成十四年十月十七日
厚生労働大臣 坂口 力